

制 定 平成 25 年 9 月 13 日

改 正 令和 5 年 4 月 1 日

みなとみらい 2 1 公共空間活用委員会規約

(名 称)

第 1 条 本委員会は、みなとみらい 2 1 公共空間活用委員会（以下「委員会」という）と称する。

(目 的)

第 2 条 委員会は、みなとみらい 2 1 地区のグランモール公園、公開空地、桜木町駅前広場、特定街区における有効空地及び地区計画における地区施設の公共空間をエリアマネジメント活動の一環として活用することにより、賑わいや憩いの場を創出し、良好な都市空間を形成することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 公共空間の活用に関する事項
- (2) その他委員会の目的達成に必要な事項

(委 員)

第 4 条 委員会の委員は、本規約第 2 条の目的に即し公共空間を活用する者とし、別途名簿を作成する。

(役 員)

第 5 条 委員会には次の役員を置く。

- (1) 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名及び監事 1 名を置く。
- (2) 委員長は、委員の中から互選により定める。
- (3) 副委員長及び監事は、委員長が定める。
- (4) 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- (5) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (6) 監事は、委員会の会計を監査する。

2 役員は任期は原則 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧 問)

第 6 条 委員会には必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、委員長の求めに応じて委員会の運営に必要な助言をする。

(総 会)

第 7 条 委員会の議決機関として、総会を設置する。

- (1) 総会は、委員長が議長となって招集し、委員長が議長を務める。

- (2) 総会は、委員全員で構成し、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
- (3) 総会は、年2回定例会として開催する。但し、委員長は必要に応じて臨時総会を開催するものとする。
- (4) 総会の議決は、出席した会員の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決定する。ただし、この規約の変更は、総会における出席した会員の3分の2以上の同意をもって決する。
- (5) 総会の議決については、議事録を作成し、議事の経過及びその結果を記録保存する。

(委任状)

第8条 委員は総会に直接出席出来ない場合は、委員長へ議事一切を委任する旨の書面（以下「委任状」という）をもって、総会への出席と替えることができる。

(議決事項)

第9条 総会は次に掲げる事項を協議し、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 役員選出
- (4) 本規約の変更
- (5) その他委員会に関する重要事項

(議決の省略)

第9条の2委員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(会議)

第10条 会議は、以下の場合に招集する。

- (1) 公共空間の活用に関し、協議が必要なとき。
- (2) 公共空間の活用に関し、その承認可否を審査するとき。
- (3) その他委員長が必要と認めたとき。

(公共空間の活用に関する審査)

第11条 委員会は、別に定める「みなとみらい21公共空間活用審査要綱」に基づき、その承認可否を審査する。ただし、委員会で過去に実績のある催事と同一のものは審査を必要としない。

(運営要領)

第12条 委員会の委員のうち、オープンカフェ等を運営する者（以下「カフェ等運営者」という）は、別に定める「みなとみらい21オープンカフェ等実施要領」に基づきオープンカフェ等を運営しなければならない。

- 2 オープンカフェ等の運営に関し、協議が必要なときは、委員長がカフェ等運営者を招集し、協議する。
- 3 委員会の委員のうち、カフェ等運営者は、「みなとみらい21オープンカフェ等実施要領」及

び関係法令に基づき所定の料金を事務局の請求後すみやかに委員会に支払う。

(事務局)

第13条 事務局の業務は、一般社団法人横浜みなとみらい21（以下「YMM」という）が行うものとし、事務局はYMM事務所内に置く。

2 委員長は、委員会の決議を経て、委員会事務の一部を第三者に委託することができる。

(会計)

第14条 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 委員会の会計に関してその他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年9月13日から施行する。

2 初年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、平成25年9月13日から平成26年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成25年11月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年9月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年2月29日から施行する。

2 ただし、第5条第2項については、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月17日から施行する。

附 則（平成30年3月第30号）

この規約は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（令和3年7月第9号）

この規約は、令和3年7月13日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。